

大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学コンソーシアムせとに加盟する大学と瀬戸市が、地域・社会貢献となる新しい文化を創出するために実施する新しい文化創造プロジェクト（以下「プロジェクト」という）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 プロジェクトとは、瀬戸市内及び加盟大学において地域・社会貢献を目的とした地域社会の発展に資する活動をいう。

2 プロジェクトとは、瀬戸市内及び加盟大学において、前項に掲げる目的に資する活動であって、その活動が次に該当するものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式、行事を行い、また信者を教化育成することを目的としないもの。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないもの。
- (3) 営利を直接目的としないもの。

(プロジェクト申請要件)

第3条 プロジェクトの申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、申請者はプロジェクトリーダーとなる。ただし、大学コンソーシアムせと協議会（以下「協議会」という）が認めた場合には、その他の者も申請することができる。

- (1) 大学コンソーシアムせとに加盟する大学の教職員または学生
- (2) 瀬戸市行政担当部署

(プロジェクト成立要件と参加主体の範囲)

第4条 プロジェクトは加盟大学及び瀬戸市の双方が参加する場合に成立するものとする。ただし、協議会が認めた場合はその限りではない。

(プロジェクトへの協力参加主体の範囲)

第5条 プロジェクトに協力参加できるのは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 瀬戸市民
- (2) 瀬戸市内の企業・NPO等団体
- (3) 瀬戸市内の小中学校及び高等学校
- (4) 大学コンソーシアムせとに加盟していない大学等
- (5) その他協議会が特に認めたもの

(プロジェクトの実施期間)

第6条 プロジェクトに係わる事業は、対象年度の4月1日から原則2月末日までの期間において実施するものとする。ただし、事業準備の活動については、プロジェクト採択決定の日から開始することができる。

(プロジェクト経費の基準等)

第7条 大学コンソーシアムせとは、審査の結果に基づき、プロジェクト経費を交付するものとし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、補助の対象とならない経費等については別表1のとおりとする。

2 プロジェクトに係わる事業については、国・県・市及び公益法人から補助金、助成金の交付を受けることを妨げない。

(プロジェクトの申請)

第8条 プロジェクトを立ち上げようとするものは、大学コンソーシアムせとが別に定める期間内に関係書類を添えて大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」申請書（様式第1号）を大学コンソーシアムせと企画推進部（以下「企画推進部」という）に提出しなければならない。

2 プロジェクト経費の申請金額の上限は50万円以内とする。

3 同一プロジェクトの継続申請は最大2年までとする。ただし、協議会が認めた場合は、

この限りでない。

(審査)

第9条 企画推進部は、第8条に定める申請書の提出があったときは、プロジェクト成立の適否及びプロジェクト経費について審査するものとする。

2 企画推進部は、前項の規定による審査に際しては、別に定める大学コンソーシアムせと新しい文化創造プロジェクト審査要項の規定に基づき審査する。

(プロジェクトの採択決定及び通知)

第10条 協議会は、第9条に定める審査を経て適正と認めるときは、プロジェクト採択決定を行い、大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」採択通知書(様式第2号)により、プロジェクトリーダーに通知するものとする。

2 協議会は、前項の通知に際して実施要件を付することができる。

3 協議会は、第9条に定める審査を経て不採択の決定をしたときは、大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」不採択決定通知書(様式第3号)により、当該プロジェクトリーダーに通知するものとする。

(プロジェクト経費の請求及び交付)

第11条 プロジェクトの採択を受けたプロジェクトリーダーがプロジェクト経費の交付を受けようとするときは、大学コンソーシアムせとが別に定める期間に次の各号に掲げる書類を速やかに企画推進部に提出しなければならない。

(1) 大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」経費請求書(様式第4号)

(2) その他大学コンソーシアムせとが必要と認める書類

2 企画推進部は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、速やかにプロジェクト経費を交付するものとする。

(プロジェクトの変更承認申請)

第12条 プロジェクトリーダーは、プロジェクト対象事業の内容変更及び経費の減額変更をしようとするときは、速やかに「新しい文化創造プロジェクト」変更承認申請書(様式第5号)を企画推進部に提出し、協議会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、プロジェクトの目的の達成に支障を来すことのない事業計画の一部で、プロジェクトの対象となる経費の総額の20%以内の変更をいう。

3 協議会は、第1項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

4 協議会は、第1項の申請を承認したときは、「新しい文化創造プロジェクト」変更決定通知書(様式第6号)により、当該プロジェクトに通知するものとする。

(プロジェクトの中止の届出)

第13条 プロジェクトリーダーは、プロジェクトを中止しようとするときは、速やかに大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」中止届出書(様式第7号)を企画推進部に提出しなければならない。

(中間報告)

第14条 プロジェクトは、大学コンソーシアムせとが別に定める期間にその進捗状況を大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」中間報告書(様式第8号)により企画推進部に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 プロジェクトは、プロジェクトが完了したときは、完了した日から起算して30日以内または当該年度の2月末日のいずれか早い日までに大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」実績報告書(様式第9号)を企画推進部に提出しなければならない。

2 プロジェクトの成果は成果報告会にて報告しなければならない。

3 プロジェクトリーダーは、本事業に係る経費について明確にするとともにプロジェク

トの完了した日の属する会計年度終了後5年間、プロジェクトに関するすべての書類を保存しなければならない。

(プロジェクト経費金額の最終確定)

第16条 企画推進部は、前条第1項に規定する書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべきプロジェクト経費の額を最終確定し、「新しい文化創造プロジェクト」経費確定通知書(様式第10号)によりプロジェクトリーダーに通知するものとする。

(プロジェクト経費の交付決定の取消し及び返還)

第17条 大学コンソーシアムせとは、プロジェクトが、次の各号のいずれかに該当するときは、プロジェクト経費の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくはプロジェクト経費の額を減額し、又は既に交付したプロジェクト経費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付を決定したプロジェクトが、法令、本要綱に違反したとき
- (2) プロジェクト経費の交付に際して付した条件に違反したとき
- (3) 不正な手段によりプロジェクトの決定、交付を受けたとき又はその事実が判明したとき
- (4) プロジェクト経費対象事業の執行方法が不相当と認められたとき
- (5) 第12条に規定する届出があったとき
- (6) 第13条に規定する届出があったとき

2 大学コンソーシアムせとは、前項の規定によりプロジェクト経費の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しにかかる部分に関し、既にプロジェクト経費が交付されているときは、プロジェクトに対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(プロジェクト経費の精算)

第18条 プロジェクトは、第16条の規定により確定した補助金の額が、第11条により交付決定した金額に満たないときは、プロジェクト経費交付決定プロジェクトに対し、その差額について期限を定めて返還を命じ、精算するものとする。

(プロジェクト成果に対する著作権等知的財産権)

第19条 プロジェクトの成果物については、著作権等知的財産権を原則として大学コンソーシアムせとに帰属するものとする。ただし、プロジェクト参加者は、成果の発表や公開をできることとし、ノウハウ等については相手方の同意を得て開示することができることとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、大学コンソーシアムせとが別に定める。

附 則

この要綱は、2015年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年3月24日から施行する。

別表1（第7条関係）

1 プロジェクト経費の対象とならないもの

(1) プロジェクトメンバーの人件費、懇親会費

(2) その他当該事業の実施にかかる直接経費と認められない経費

2 備品について

備品購入がプロジェクトに必要不可欠なものと判断される場合のみ認める。

当該備品において、プロジェクト実施中は大学コンソーシアムせとから無償貸与とし、プロジェクト終了後は、大学コンソーシアムせとは当該備品に係わる所有権を放棄することとする。

備品費総額がプロジェクト経費に占める割合は1／2までとする。